

企業の対応義務化迫る！ カスタマーハラスメント対策セミナー

労働施策総合推進法の改正により、顧客や取引先によるカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が企業に義務付けられる見込みです。BtoC企業はもちろんのこと、BtoB企業も例外ではなく、対応マニュアル策定、従業員から相談受付体制の整備等が必要となります。

本セミナーでは、従業員を守るために講じるべきカスハラ対策について弁護士が分かりやすく解説します。

日時

2025年7月7日（月）
14：00～16：30

場所

兵庫県中央労働センター
2階 視聴覚室
（神戸市中央区下山手通6丁目3-28）

定員

先着30名（事前申込制）

受講料

無料

対象

兵庫県内の中小企業者

お申し込み方法

WEBにて、**7月3日（木）**までにお申し込みください。
定員を超えた後にお申し込みをされ、参加いただけない方には連絡いたします。

▼申し込みフォーム

<https://forms.gle/mUmebojFkQY4vwsK9>

主な内容

■カスタマーハラスメントの概要

カスハラの現状の把握
法的観点から見るカスハラ対策のポイント
コンプライアンス（法令順守）の重要性
クレームとカスハラの識別基準

■事例研究

カスハラの事例
警察等への通報基準と方策
顧客対応の重要ポイントと円滑な業務遂行
従業員に対する悪影響と企業へのダメージ

■今後の取り組みについて

マニュアルの作成方法
社内の組織整備

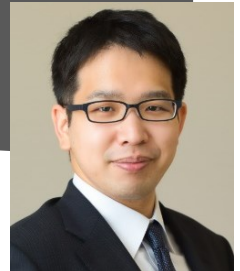
講師

弁護士 中馬 康貴 氏

【弁護士法人神戸シティ法律事務所】

《プロフィール》

平成26年3月	神戸大学法学部法律学科卒業
平成28年3月	京都大学法科大学院修了
平成28年9月	司法試験合格
平成29年12月	司法研修所修了（第70期）
平成29年12月	兵庫県弁護士会登録
平成29年12月	弁護士法人神戸シティ法律事務所勤務



主催：兵庫県中小企業団体中央会

<お問い合わせ先> 兵庫県中小企業団体中央会 連携推進課 森田

TEL：078-958-6015 e-mail：morita@chuokai.com

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナー開催に係る出欠確認、参加者名簿の作成、運営に関する連絡、及び兵庫県中小企業団体中央会からの情報提供にのみ使用します。